

○金融庁告示第〇〇号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十九条第七項、第七十条第六項、第一百五十一条第七項及び第一百五十一条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件を次のように定める。

平成二十二年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

平成二十四年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準（平成十年大蔵省告示第二百三十一号）第三条に規定する増加額については、当該事業年度に係る予定利率リスクに対応する額（保険業法施行規則第八十六条第二号に規定する予定利率リスクに対応する額をいう。以下同じ。）から、保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成

八年大蔵省告示第五十号)の一部を改正する件(平成二十二年金融庁告示第〇〇号)による改正後の保険会社
の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等(平成八年大蔵省告示
第五十号)別表第六に基づき算出した当該事業年度の前事業年度に係る予定利率リスクに対応する額を控除
した額とすることができる。